

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年11月4日27農振第4034号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

(1) 異議申立てに係る対象文書の内容

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、異議申立人が提出した林地開発許可申請について、実施機関が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第7条の規定により、異議申立人に発出した「相当の期間を定めた」補正の求めに係る文書並びに当該補正の求めに至った審査書類及び起案書等の関係書類である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について作成しておらず、存在しないとして福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成27年10月20日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成27年11月4日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成27年11月27日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 実施機関は、異議申立人に対して、平成27年10月9日付けで、申請から約13年後に林地開発不許可処分を行った。

- (2) 当該林地開発不許可通知書の不許可理由には、「福岡県森林法施行細則第2条の規定に基づき審査した結果、必要な書面の提出がないことから、森林法施行規則第4条第1号に規定されている開発行為に関する計画書の要件を満たしていないと認められるため。」と記載している。
- (3) 前記理由を確認するために、平成27年10月20日付けで公文書開示請求を行ったが、公文書非開示決定がなされた。
- (4) 不許可処分の理由である「審査した結果、必要な書面の提出がないことから……開発行為に関する計画書の要件を満たしていないと認められるため。」とする行手法第7条の規定を遵守する審査手続の関係書類が作成も存在もしないということは、不許可処分の理由の根拠書類が存在しないということであるので、「開示請求に係る公文書は、作成しておらず、存在しません。」という非開示理由は虚偽である。
- よって、実施機関が存在しないとして非開示とした全ての公文書の開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が提出した林地開発許可申請の不足書類等については、異議申立人に対して、補正に要する相当の期間を定めていない修正依頼書を手交し、補正を求めている。よって、異議申立人が開示を求めている「相当の期間を定めた」補正の求めに係る文書は作成していない。
- (2) 異議申立人に対して手交した補正に要する相当の期間を定めていない修正依頼書については、公文書開示請求（受付番号No. 781）に対し、27農振第4034号—2で全部開示決定している。
- (3) 林地開発許可申請書には進入道路の用に供する土地の権利者の同意書を添付する必要がある。

補正に要する相当の期間を定めていない理由は、当該期間を定めることにより、切迫感や性急感を与え、異議申立人と地権者間の適切な合意形成を阻害するおそれがあり、行政手続上適切ではないと判断したためである。

6 審査会の判断

(1) 林地開発許可制度について

森林は、木材生産機能のみならず、水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有している。県は、特に公益的機能の高い森林については、保安林制度に基づいて保安林に指定し、その保全及び形成に努めているが、保安林以外の森林であっても、公益的機能を有し、県民生活の安定と地域社会の健全な発展に大きく寄与している。

これらの森林は、一度無秩序な開発によりその機能を破壊された場合には、回復することが非常に困難な場合が多く、地域社会に種々の問題が生じることも少なくない。

このことから、開発行為を行うに当たっては、「森林の有する公益的機能を阻害しないよう適切に行うことが開発行為を行う者の当然の責務である」という観点から、工事に着手する前に知事の許可が必要とされている。

すなわち、開発行為をしようとする者は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第4条の規定により、必要書類を添付した申請書（以下「申請書類」という。）を都道府県知事に提出しなければならないこととされている。

(2) 行手法第7条について

行手法第7条は、①申請が到達したときに遅滞なく当該申請の審査を開始する義務が行政庁に生じ、②行政庁は、特に、当該申請が申請の形式上の要件に適合しない場合において、申請者がいたずらに不安定な立場に置かれることを防止するため、当該申請について補正指導を行うのか、又は申請により求められた許認可等を拒否するかを速やかに明らかにすべき応答義務を有する旨規定している。

なお、当該補正指導は、行手法第2条第6号の行政指導に該当するが、行手法第35条の規定によれば、口頭又は書面のいずれの形式でも行うことができるものである。

(3) 本件文書の存否について

ア 当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、申請書類に不備があった場合、通常、その内容を列記した補正に要する相当の期間を定めていない修正依頼書を申請者に交付し、補正を求める方法をとっているとのことである。

異議申立人が提出した申請書類に関する補正指導についても、同様の取扱いを行っていることから、当該補正に要する相当の期間を定めていない修正依頼書以外に異議申立人が開示を求める「相当の期間を定めた」補正の求めに係る文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、実施機関は、異議申立人が本件文書の開示請求と同日付けで別途行った公文書開示請求（受付番号No. 781）に対し、27農振第4034号-2で補正に要する相当の期間を定めていない修正依頼書の全部を開示する決定を行っている。

イ また、当審査会が、実施機関の執務室に赴き、本件文書の有無等を見分したところ、既に開示した修正依頼書以外に「相当の期間を定めた」補正の求めに係る文書並びに当該補正の求めに至った審査書類及び起案書等の関係書類は存在しなかった。

以上のことから、実施機関が本件文書について、不存在を理由に非開示とする決定

を行ったことは、妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。